

阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等 提供事業運営事業者選定委員会設置要綱

1 目的

阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業の運営事業者を選定するため、「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業運営事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業運営事業者の選定要領」により、書類審査を行うこと。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	九州地方環境事務所総務課長
委員	九州地方環境事務所統括自然保護企画官
	九州地方環境事務所国立公園課長
	九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長

4 委員会の開催

- (1) 委員長は、2の事務を行うために必要があるときに委員会を招集する。
- (2) 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、委員が所属する組織の者を代理として出席させることができる。

5 委員会の議事

- (1) 委員会の議事は、委員会で審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって、委員会決定とする。
- (2) 契約候補者を選定する場合は、委員長及び委員が各自で企画書等を審査し、採点を行った後、委員会において採点結果等の審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって委員会決定とする。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、九州地方環境事務所国立公園課に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。